

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>《省略用語例》</p> <p>この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。</p> <p>措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号）</p> <p>措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）</p> <p>措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p> </div> <p>[措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係]</p> <p>70の2の2-1～70の2の2-9 （省略）</p> <p><u>70の2の2-10 管理残額及び相続税額の2割加算の計算</u></p> <p><u>70の2の2-11 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の意義</u></p> <p><u>70の2の2-12 管理残額に異動等があった場合</u></p> <p>70の2の2-13 （省略）</p> <p><u>70の2の2-14 贈与税の課税価格に算入される残額のうち一般贈与財産とみなされる部分の計算等</u></p> <p>70の2の2-15 （省略）</p> <p><u>70の2の2-16 取扱金融機関の営業所等の長への通知</u></p> <p>70の2の2-17 （省略）</p> <p>[措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係]</p> <p>70の4-1～70の4-83 （省略）</p> <p>70の4-84 <u>特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合</u></p> <p>70の4-85 （省略）</p> <p>（削除）</p> <p>70の4-87 （省略）</p> <p>70の4-88 <u>新たな営農困難時貸付けを行うときの特定貸付けの申込みを継続して行う期間</u></p> <p>（削除）</p> <p>70の4-90～70の4-96 （省略）</p>	<p>（同左）</p> <p>[措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係]</p> <p>70の2の2-1～70の2の2-9 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>70の2の2-10 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の2の2-11 （同左）</p> <p>（新設）</p> <p>70の2の2-12 （同左）</p> <p>[措置法第70条の4（農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除）関係]</p> <p>70の4-1～70の4-83 （同左）</p> <p>70の4-84 <u>貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合</u></p> <p>70の4-85 （同左）</p> <p><u>70の4-86 営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類</u></p> <p>70の4-87 （同左）</p> <p>70の4-88 <u>新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間</u></p> <p><u>70の4-89 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類</u></p> <p>70の4-90～70の4-96 （同左）</p>

改正後	改正前
<p>[措置法第70条の4の2((贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>70の4の2-1~70の4の2-5 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>70の4の2-7~70の4の2-10 (省略)</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係]</p> <p>70の6-1~70の6-78 (省略)</p> <p>70の6-79 特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合</p> <p>70の6-80~70の6-83 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>70の6-85 (省略)</p> <p>70の6-86 新たな営農困難時貸付けを行うときの<u>特定貸付け</u>の申込みを継続して行う期間</p> <p>70の6-87 新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けで行った場合</p> <p>(削除)</p> <p>70の6-89~70の6-107 (省略)</p> <p>70の6-108 令和4年改正前の措置法第70条の4及び令和4年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い</p> <p>70の6-109 (省略)</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>70の6の2-1~70の6の2-6 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>70の6の2-8~70の6の2-12 (省略)</p>	<p>[措置法第70条の4の2((贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>70の4の2-1~70の4の2-5 (同左)</p> <p><u>70の4の2-6 新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類</u></p> <p>70の4の2-7~70の4の2-10 (同左)</p> <p>[措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係]</p> <p>70の6-1~70の6-78 (同左)</p> <p>70の6-79 特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合</p> <p>70の6-80~70の6-83 (同左)</p> <p><u>70の6-84 営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類</u></p> <p>70の6-85 (同左)</p> <p>70の6-86 新たな営農困難時貸付けを行うときの<u>貸付け</u>の申込みを継続して行う期間</p> <p>70の6-87 新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けで行った場合</p> <p><u>70の6-88 新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類</u></p> <p>70の6-89~70の6-107 (同左)</p> <p>(新設)</p> <p>70の6-108 (同左)</p> <p>[措置法第70条の6の2((相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例))関係]</p> <p>70の6の2-1~70の6の2-6 (同左)</p> <p><u>70の6の2-7 新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類</u></p> <p>70の6の2-8~70の6の2-12 (同左)</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>（用語の定義）</p> <p>70の2の2-1 . . .</p> <p>. . .</p> <p>(5) <u>管理残額</u> 措置法第70条の2の2第12項第1号に規定する管理残額をいう。</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) . . .</p> <p>(8) . . .</p> <p>（教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等）</p> <p>70の2の2-9 贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、これらの信託又は贈与による受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等の取得（以下70の2の2-14までにおいて「信託受益権等の取得」という。）をした日の次に掲げる<u>場合</u>の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによることに留意する。</p> <p>1 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権等の取得をした場合</p> <p>(1) <u>受贈者が当該贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当しない場合</u> 次のイからホまでに定めるところによる。</p> <p>(注) <u>上記の「23歳未満である場合等」とは次に掲げる場合（②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類（措置法第70条の2の2第9項に規定する電磁的記録を含む。）を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出又は提供した場合に限る。）をいう（以下70の2の2-14までにおいて同じ。）。</u></p> <p>① 23歳未満である場合</p> <p>② 学校等に在学している場合</p> <p>③ 雇用保険法第60条の2第1項（教育訓練給付金）に規定する教育訓練を受けている場合</p> <p>イ 贈与者死亡の届出（措置法第70条の2の2第12項第1号、下図1の(1)イ） 当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当</p>	<p>〔措置法第70条の2の2（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕</p> <p>（用語の定義）</p> <p>70の2の2-1 . . .</p> <p>. . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(6) . . .</p> <p>(7) . . .</p> <p>（教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等）</p> <p>70の2の2-9 贈与者が措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき信託をした日、同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき預金若しくは貯金をするための金銭の書面による贈与をした日又は同項本文の規定の適用に係る教育資金管理契約に基づき有価証券の購入をするための金銭等の書面による贈与をした日からこれらの教育資金管理契約の終了の日までの間に、当該贈与者が死亡した場合の相続税の課税関係等は、これらの信託又は贈与による受贈者の信託受益権、金銭又は金銭等の取得（以下、70の2の2-9において「信託受益権等の取得」という。）をした日の次に掲げる<u>区分</u>に応じて、それぞれ次に定めるところによることに留意する。</p> <p>1 令和3年4月1日以後に信託受益権等の取得をした場合（令和3年3月31日以前の信託受益権等の取得もある場合を除く。）</p> <p>(1) <u>措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合</u> 次のイからホまでに定めるところによる。</p> <p>(注) <u>上記の「特定事由」とは次に掲げる場合（②又は③に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該受贈者がその旨を明らかにする書類（措置法第70条の2の2第9項に規定する電磁的記録を含む。）を次のイの贈与者死亡の届出と併せて提出又は提供した場合に限る。）をいう（以下70の2の2-9において同じ。）。</u></p> <p>① 23歳未満である場合</p> <p>② 学校等に在学している場合</p> <p>③ 雇用保険法第60条の2第1項（教育訓練給付金）に規定する教育訓練を受けている場合</p> <p>イ 贈与者死亡の届出（措置法第70条の2の2第12項第1号、下図1の(1)イ）</p>

改正後	改正前										
<p>該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。</p> <p>ロ 管理残額の相続税課税（措置法第70条の2の2第12項第2号、下図1の(1)ロ）        当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日における管理残額（70の2の2-10参照）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2-14（70の2の2-9（1(1)ホ）及び70の2の2-11を除く。）までにおいて同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。</p> <p>ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第19項等、下図1の(1)ハ）        措置法第70条の2の2第1項本文の規定を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。</p> <p>ニ 相続税額の2割加算（相続税法第18条、下図1の(1)ニ）        相続により取得したものとみなされる管理残額（令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分に限る。）については、相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用がある。</p> <p>ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算（措置法第70条の2の2第12項第4号、下図1の(1)ホ）        当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者（当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。）については、相続税法第19条の規定の適用がない。</p> <p>(2) 受贈者が当該贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当し、かつ、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額（措置法第70条の2の2第13項ただし書に規定する「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」（70の2の2-11参照）をいう。以下70の2の2-16までにおいて同じ。）が5億円を超える場合（下図2の(1)） 上記(1)に同じ。</p> <p>(注) 当該受贈者は、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条第1項の規定による期限内申告書の提出期限を経過した後、速やかに、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるかどうかを確認するために必要と認められる書類（措置法第70条の2の2第9項に規定する電磁的記録を含む。以下70の2の2-9において「確認書類等」という。）を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供しなければならない。</p> <p>(3) 受贈者が当該贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当する場合（上記(2)に該</p>	<p>当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。</p> <p>ロ 管理残額の相続税課税（措置法第70条の2の2第12項第2号、下図1の(1)ロ）        当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税抛出現額から教育資金支出額（措置法第70条の2の2第19項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。以下70の2の2-10までにおいて同じ。）を控除した残額として計算した金額（以下70の2の2-10までにおいて「管理残額」という。）を当該贈与者から相続（当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈。以下70の2の2-9（1(1)ホ及び2(1)ホを除く。）において同じ。）により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。この場合において、管理残額は、次の算式により算出した金額である。</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税抛出現額         </td> <td style="padding: 0 10px;">-</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額(注1)         </td> <td style="padding: 0 10px;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額         </td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: center;">非課税抛出現額(注2)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。</p> <p>2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税抛出現額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>ハ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第19項等、下図1の(1)ハ）        措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。</p> <p>ニ 相続税額の2割加算（相続税法第18条、下図1の(1)ニ）</p>	贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税抛出現額	-	贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額(注1)	×	死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額					非課税抛出現額(注2)
贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税抛出現額	-	贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額(注1)	×	死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額							
				非課税抛出現額(注2)							

改正後						改正前					
<p>当する場合を除く。) (下図2の(1)) 上記1イ((贈与者死亡の届出))及びハ((非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等))に同じ。</p> <p>(注) 1 当該受贈者は、当該贈与者の死亡に係る相続税法第27条第1項の規定による期限内申告書の提出期限を経過した後、速やかに、確認書類等を取扱金融機関の営業所等に提出又は提供しなければならない。</p> <p>2 上記1ロ((管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税額の2割加算))及びホ((管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。</p> <p>2 令和5年3月31日以前に贈与者から信託受益権等の取得をした場合(上記1又は下記3に該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 受贈者が当該贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当しない場合(下図1の(2)) 上記1(1)に同じ。</p> <p>(2) 受贈者が当該贈与者の死亡の日において23歳未満である場合等に該当する場合(下図2の(2)) 上記1(3) ((注)1を除く。)に同じ。</p> <p>3 平成31年3月31日以前又は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(贈与者の死亡前3年以内を除く。)の信託受益権等の取得のみである場合(下図1の(3)及び下図2の(3)) 上記1(1)ハ((非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等))に同じ。</p> <p>(注) 上記1(1)イ((贈与者死亡の届出))及びロ((管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税額の2割加算))及びホ((管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。</p> <p>[図1] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等(23歳未満である場合等に該当しない場合)</p>						<p>相続により取得したものとみなされる管理残額については、相続税法第18条((相続税額の加算))の規定の適用がある。</p> <p>ホ 管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算(措置法第70条の2の2第12項第4号、下図1の(1)ホ)</p> <p>当該贈与者から相続又は遺贈により管理残額以外の財産を取得しなかった受贈者(当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。)については、相続税法第19条の規定の適用がない。</p> <p>(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において上記(1)の特定事由のいずれかに該当する場合(下図2の(1)) 上記1イ((贈与者死亡の届出))及びハ((非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等))に同じ。</p> <p>(注) 上記1ロ((管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税額の2割加算))及びホ((管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。</p> <p>2 令和3年3月31日以前に信託受益権等の取得をした場合(下記3に該当する場合を除く。)</p> <p>(1) 措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用に係る受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれにも該当しない場合 次のイからホまでに定めるところによる。</p> <p>イ 贈与者死亡の届出(措置法第70条の2の2第12項第1号、下図1の(2)イ)</p> <p>当該贈与者に係る受贈者は、当該贈与者が死亡した事実を知った場合には、速やかに、当該贈与者が死亡した旨を取扱金融機関の営業所等に届け出なければならない。</p> <p>ロ 経過措置管理残額の相続税課税(措置法第70条の2の2第12項第2号、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第119号)附則第29条第2項、下図1の(2)ロ)</p> <p>当該贈与者に係る受贈者については、当該贈与者が死亡した日において非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額として計算した金額のうち次の算式により算出した金額(以下70の2の2-10までにおいて「経過措置管理残額」という。)を当該贈与者から相続により取得したものとみなして、相続税法その他の相続税に関する法令の規定を適用する。</p> $\frac{(A-B(\text{注}1)) \times (C-(D+E))}{A(\text{注}2)}$ <p>A=贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額  B=贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額  C=死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け、贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p>					
課税関係等	イ	ロ	ハ	ニ	ホ						
信託受益権等の取得をした日	贈与者死亡の届出	管理残額の相続税課税	非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等	ロの課税がある場合の相続税額の2割加算	管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算						
(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定期間の取得分に限り課税あり(注1)	加算なし	一定期間の取得分に限り加算あり(注3)	加算なし						

改正後						改正前					
(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	一定期間の 取得分に限り 課税あり (注2)	加算なし	一定期間の 取得分に限り 加算あり (注3)	加算なし	D=Cのうち平成31年3月31日以前に取得した部分の価額 E=Cのうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得（当該贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものを除く。）した部分の価額 (注) 1 当該贈与者の死亡の日前に措置法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた金額がある場合には、当該みなされた金額を含むことに留意する。 2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税拠出額から当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等（平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（当該他の贈与者の死亡前3年以内に限る。）又は令和3年4月1日以後に当該他の贈与者から取得をしたものに限る。）のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。					
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から 令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内を除く。）	不要	課税なし	加算なし			△ 非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等（措置法令第40条の4の3第19項等、下図1の(2)ハ） 措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金額については、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項及び第21条の16第1項の規定の適用がない。 三 相続税額の2割加算（所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）による改正前の措置法第70条の2の2第10項第4号、下図1の(2)ニ） 経過措置管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条（相続税額の加算）の規定の適用により受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算については、次に掲げる算式により行う。 $\text{受贈者に係る相続税額に算入する金額} = \left[ \begin{array}{l} \text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \\ \text{経過措置管理残額} \end{array} \right] \times \frac{20}{100}$ (注) 経過措置管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。 $\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額} \times \left[ \frac{\text{経過措置管理残額} \times \left( \frac{A}{A+B} \right)}{\text{当該受贈者の相続税の課税価格}} \right]$ A=当該贈与者の死亡前3年以内に当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等（平					
〔注〕1 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に限る。）及び令和3年4月1日以後の取得分に限る。 2 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に限る。）及び令和3年4月1日以後の取得分に限る。 3 令和3年4月1日以後の取得分に限る。 〔図2〕 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等（23歳未満である場合等に該当する場合）											
課税関係等 信託受益権等の取得をした日	イ 贈与者 死亡の 届出	ロ 管理残額の 相続税課税	ハ 非課税適用 額の相続開 始前3年以 内贈与加算 等	ニ ロの課税が ある場合の 相続税額の 2割加算	ホ 管理残額以外の 財産を取得しな かった者の相続 開始前3年以内 贈与加算						
(1) 令和5年4月1日以後の取得あり	必要	一定の場合 に限り課税 あり(注)	加算なし	加算あり	加算なし						
(2) 令和5年3月31日以前の取得あり（上記(1)又は下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	課税なし	加算なし								

改正後					改正前																											
(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から 令和3年3月31日までの 間(贈与者の死亡前3年以 内を除く。)	不要	課税なし	加算なし																													
(注) 令和5年4月1日以後の取得分で、かつ、贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円 を超える場合に限り。					<p>成31年4月1日から令和3年3月31日までの間の取得に限る。)のうち措置法第70 条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しなかった金 額 B = 令和3年4月1日以後に当該贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち措 置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入しな かった金額</p> <p>ホ 経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算(措置法 第70条の2の2第12項第4号、下図1の(2)ホ) 当該贈与者から相続又は遺贈により経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった受贈 者(当該受贈者が当該贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合を除く。)については、 相続税法第19条の規定の適用がない。</p> <p>(2) 当該受贈者が贈与者の死亡の日において特定事由のいずれかに該当する場合(下図2の(2)) 上記(1)イ((贈与者死亡の届出))及びハ((非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等)) に同じ。</p> <p>(注) 上記(1)ロ((管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税額の2割加算))及びホ((経過措置管理 残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3年以内贈与加算))を含む。)の適用は ないことに留意する。</p> <p>3 平成31年3月31日以前又は平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(当該贈与者の死 亡前3年以内を除く。)の信託受益権等の取得のみである場合(下図1の(3)及び下図2の(3)) 上 記2(1)ハ((非課税適用額の相続開始前3年以内贈与加算等))に同じ。</p> <p>(注) 上記2(1)イ((贈与者死亡の届出))及びロ((経過措置管理残額の相続税課税)) (ニ((相続税 額の2割加算))及びホ((経過措置管理残額以外の財産を取得しなかった者の相続開始前3 年以内贈与加算))を含む。)の適用はないことに留意する。</p> <p>[図1] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等(特定事由のいずれにも該当しない場合)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課税関係等</th> <th>イ 贈与者 死亡の 届出</th> <th>ロ (経過措置) 管理残額の 相続税課税</th> <th>ハ 非課税適用 額の相続開 始前3年以 内贈与加算 等</th> <th>ニ 相続税額の 2割加算</th> <th>ホ (経過措置)管理 残額以外の財産 を取得しなかつ た者の相続開始 前3年以内贈与 加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信託受益権 等の取得を した日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(1)</td> <td>必要</td> <td>課税あり</td> <td>適用なし</td> <td>加算あり</td> <td>適用なし</td> </tr> </tbody> </table>										課税関係等	イ 贈与者 死亡の 届出	ロ (経過措置) 管理残額の 相続税課税	ハ 非課税適用 額の相続開 始前3年以 内贈与加算 等	ニ 相続税額の 2割加算	ホ (経過措置)管理 残額以外の財産 を取得しなかつ た者の相続開始 前3年以内贈与 加算	信託受益権 等の取得を した日						(1)	必要	課税あり	適用なし	加算あり	適用なし
課税関係等	イ 贈与者 死亡の 届出	ロ (経過措置) 管理残額の 相続税課税	ハ 非課税適用 額の相続開 始前3年以 内贈与加算 等	ニ 相続税額の 2割加算	ホ (経過措置)管理 残額以外の財産 を取得しなかつ た者の相続開始 前3年以内贈与 加算																											
信託受益権 等の取得を した日																																
(1)	必要	課税あり	適用なし	加算あり	適用なし																											

改正後	改正前					
	令和3年4月1日以後の取得のみ（令和3年3月31日以前の取得もある場合を除く。）					
	② 令和3年3月31日以前の取得あり（下記③に該当する場合を除く。）	必要	一定期間の取得分に限り課税あり (注1)	適用なし	一定期間の取得分に限り加算あり (注2)	
	③ 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に取得したものではない場合に限る。）	不要	課税なし	適用なし	適用なし	
<p>(注)1 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に限り。）及び令和3年4月1日以後の取得分に限り。</p> <p>2 令和3年4月1日以後の取得分に限り。</p>						
<p>[図2] 信託受益権等の取得をした日の区分に応じた課税関係等（特定事由に該当する場合）</p>						
	課税関係等	イ 贈与者 死亡の 届出	ロ (経過措置) 管理残額の 相続税課税	ハ 非課税適用 額の相続開 始前3年以 内贈与加算 等	ニ 相続税額の 2割加算	ホ (経過措置)管理 残額以外の財産 を取得しなかつ た者の相続開始 前3年以内贈与 加算
	信託受益権等の取得をした日					
	① 令和3年4月1日以後の取得のみ（令和3年3月31日以前の取得もある場合を除く。）	必要	課税なし	適用なし		

改正後	改正前				
	(2) 令和3年3月31日以前の取得あり（下記(3)に該当する場合を除く。）	必要	課税なし	適用なし	
	(3) 次に掲げる期間内の取得のみ A 平成31年3月31日以前 B 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（贈与者の死亡前3年以内に取得したものではない場合に限る。）	不要	課税なし	適用なし	
<p>(管理残額及び相続税額の2割加算の計算)</p> <p>70の2の2-10 管理残額及び管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条((相続税額の加算))の規定により受贈者に係る相続税額に加算する金額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。</p> <p>1 管理残額</p> <p>(1) 贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合(令和5年4月1日以後に当該贈与者から信託受益権等の取得をした場合に限る。)(措置法70の2の2⑫一、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第145号。以下70の2の2-10において「令和5年改正令」という。))附則14②、70の2の2-9の1(2)又は(3)の場合)</p> <p>(算式)</p> $(A-B(\text{※1})) \times \frac{C-D}{A(\text{※2})}$ <p>(注) 当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、上記算式により算出された管理残額が当該贈与者から相続により取得したものとみなされることに留意する。</p> <p>(2) 贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合(措置法70の2の2⑫一、令和5年改正令附則14③、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第119号。以下70の2の2-10において「令和3年改正令」という。))附則29②、70の</p>	<p>(新設)</p>				

改正後	改正前
<p><u>2の2-9の1(1)又は2(1)の場合)</u></p> <p><u>(算式)</u></p> $(A-B(\text{※1})) \times \frac{C-(E+F)}{A(\text{※2})}$ <p>A=贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る非課税拠出額</p> <p>B=贈与者が死亡した日における教育資金管理契約に係る教育資金支出額(措置法第70条の2の2第21項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものとし、同条第2項第1号ロに掲げる教育を受けるために学校等以外の者に直接支払われる金銭については、500万円を限度とする。70の2の2-13において同じ。)</p> <p>C=死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <p>D=Cのうち令和5年3月31日以前に取得をした部分の価額</p> <p>E=Cのうち平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得(当該贈与者の死亡前3年以内に取得をしたものを除く。)をした部分の価額</p> <p>F=Cのうち平成31年3月31日以前に取得をした部分の価額</p> <p>※1 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、当該みなされた管理残額を含むことに留意する。</p> <p>※2 当該贈与者の死亡の日前に死亡した他の贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、非課税拠出額から、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>① 当該他の贈与者の死亡の日において当該受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合</p> <p>当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(当該他の贈与者の死亡前3年以内に限る。)及び令和3年4月1日以後に取得をしたものに限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <p>② 当該他の贈与者の死亡の日において当該受贈者が23歳未満である場合等に該当し、かつ、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合</p> <p>当該他の贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(令和5年4月1日以後に取得をしたものに限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <p>2. 管理残額を相続により取得したものとみなされる場合における相続税法第18条((相続税額の</p>	

## 改正後

加算))の規定により受贈者に係る相続税額に加算する金額

- (1) 贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合(令和5年4月1日以後に当該贈与者から信託受益権等の取得をした場合に限る。)(相続税法18、70の2の2-9の1(2)の場合)

管理残額の全てが、当該受贈者に係る相続税額に加算する金額の計算の基礎となる。

- (2) 贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合

イ 令和5年4月1日以後に当該贈与者から信託受益権等の取得をしている場合(令和5年改正令附則14④、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号。以下70の2の2-10において「令和3年改正法」という。)附則75③、令和3年改正法による改正前の措置法70の2の2④四、令和3年改正令による改正前の措置法令40の4の3②、70の2の2-9の1(1)の場合)

(算式)

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left[ \frac{\text{受贈者に係る相続税額}}{\text{法第17条の規定により算出した相続税額}} - \frac{\text{管理残額に対応する相続税額}}{\text{(注)}} \right] \times \frac{20}{100}$$

(注) 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\frac{\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額}}{\text{受贈者の相続税の課税価格}} \times \left[ \text{管理残額} - \text{管理残額} \times \left( \frac{B}{A+B} \right) \right]$$

ロ 令和5年3月31日以前に当該贈与者から信託受益権等の取得をしている場合(上記イに該当する場合を除く。)(令和3年改正法附則75③、令和3年改正令附則29⑤、令和3年改正法による改正前の措置法70の2の2④四、令和3年改正令による改正前の措置法令40の4の3②、70の2の2-9の2(1)の場合)

(算式)

$$\text{受贈者に係る相続税額に加算する金額} = \left[ \frac{\text{受贈者に係る相続税額}}{\text{法第17条の規定により算出した相続税額}} - \frac{\text{管理残額に対応する相続税額}}{\text{(注)}} \right] \times \frac{20}{100}$$

(注) 管理残額に対応する相続税額は、次の算式により算出する。

$$\frac{\text{受贈者に係る相続税法第17条の規定により算出した相続税額}}{\text{受贈者の相続税の課税価格}} \times \left[ \text{管理残額} \times \left( \frac{A}{A+B} \right) \right]$$

A=当該贈与者の死亡前3年以内に当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(平成31

## 改正前

改正後	改正前
<p>年4月1日から令和3年3月31日までの間の取得に限る。)のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額</p> <p>B=令和3年4月1日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額</p> <p><u>(贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の意義)</u></p> <p><u>70の2の2-11</u> 措置法第70条の2の2第13項ただし書に規定する「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額」とは、贈与者から相続又は遺贈(当該贈与者からの贈与により取得した財産で相続時精算課税の適用を受けるものに係る贈与を含む。)により財産を取得した者(以下70の2の2-11及び70の2の2-16において「相続人等」という。)の全てについて、同条第12項第2号の規定の適用がないものとして計算した相続税の課税価格の合計額をいうことに留意する。したがって、相続人等のうちに相続税の課税価格に当該贈与者から相続(当該受贈者が当該贈与者の相続人以外の者である場合には、遺贈)により取得したものとみなされる管理残額が含まれている受贈者がある場合の当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額については、当該受贈者が当該贈与者から相続又は遺贈により取得した財産の価額から当該管理残額を控除して計算した相続税の課税価格及び当該受贈者以外の相続人等の相続税の課税価格の合計額となることに留意する。</p> <p><u>(注) 1</u> 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額の計算に当たっては、全ての相続人等に係る相続税の課税価格の合計額から管理残額を控除するものではないことに留意する。</p> <p><u>2</u> 措置法第70条の2の2第13項ただし書の「贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超えるとき」は、国税通則法第70条第1項若しくは第3項又は相続税法第36条の規定により国税通則法第58条第1項第1号イに規定する更正決定等を行うことができないこととなる日(以下70の2の2-11において「除斥期間経過日」という。)前の相続税額の計算の基礎となった財産の価額及び債務の金額を基準として計算された当該相続税の課税価格の合計額により判定することに留意する。したがって、除斥期間経過日以後に相続税法第32条第1項各号又は国税通則法第23条第2項各号の事由に該当し、その課税価格が異なることとなった場合においても、当該事由は考慮しないことに留意する。</p> <p><u>(管理残額に異動等があった場合)</u></p> <p><u>70の2の2-12</u> 贈与者の死亡の日前に当該贈与者以外の贈与者(以下70の2の2-12において「他の贈与者」という。)が死亡している場合において、同日以後に当該他の贈与者に係る管理残額について、措置法第70条の2の2第12項第2号の規定が適用されることとなること又は適用されない</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後

こととなることその他当該管理残額の異動（以下70の2の2-12において「異動等」という。）があったときにおける当該贈与者に係る管理残額は、当該異動等があった後の当該他の贈与者に係る管理残額を基礎として、措置法令第40条の4の3第21項の規定により計算した金額となることに留意する。

(注) 教育資金管理契約の終了の日以後に、措置法第70条の2の2第17項に規定する残額の計算の基礎となる管理残額に異動等があった場合における当該残額についても、当該異動等があった後の管理残額を基礎として、同項又は措置法令第40条の4の3第26項第3号の規定により計算した金額となることに留意する。

(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)

70の2の2-13 措置法第70条の2の2第16項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から教育資金支出額（同条第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。）を控除した残額（以下70の2の2-14までにおいて「残額」という。）があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	終了の日における贈与者の状況	贈与税の課税関係	
		課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が(2)以外の一定の事由(注1)に該当したこと。	生存	有(注3)	暦年課税(注4)又は相続時精算課税(注5)
	死亡(注2)	有(注3)	暦年課税
(2) 受贈者が死亡したこと。		無(注6)	

(注) 1 . . .

2 終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第1条の4（贈与税の納税義務者）の規定の適用については、当該個人は日本国籍を有するものと、当該個人の住所は贈与者の死亡の時ににおける住所にあるものと、それぞれみなされること、また、旧法適用残額（残額のうち令和5年3月31日以前に取得をした信託受益権又は金銭等で措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額に対応する金額をいう。）に対する措置法第70条の2の5（第2項及び第5項を除く。）の規定の適用については、当該個人は受贈者の直系尊属とみなされることに留意する。

3 贈与者が2以上ある場合には、残額に次の割合を乗じて算出した金額を各贈与者（当該教

改正前

(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)

70の2の2-10 措置法第70条の2の2第14項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から教育資金支出額（同条第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額及び経過措置管理残額を含む。）を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	終了の日における贈与者の状況	贈与税の課税関係	
		課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が(2)以外の一定の事由(注1)に該当したこと。	生存	有(注3)	暦年課税又は相続時精算課税(注4)
	死亡(注2)	有(注3)	暦年課税
(2) 受贈者が死亡したこと。		無(注5)	

(注) 1 . . .

2 終了の日前に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第1条の4（贈与税の納税義務者）の規定の適用については、当該個人は日本国籍を有するものと、当該個人の住所は贈与者の死亡の時ににおける住所にあるものと、それぞれみなされ、また、措置法第70条の2の5（第2項及び第5項を除く。）の規定の適用については、当該個人は受贈者の直系尊属とみなされることに留意する。

3 贈与者が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額を各贈与者（当

改正後	改正前
<p>育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合には、(個人) からそれぞれ取得をしたものとみなされることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">各贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(※1)のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <hr style="width: 30%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">非課税抛出現(※2)</p> <p>※1 当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該死亡した贈与者から取得をしたもののうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを除くことに留意する。</p> <p>① 当該各贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合</p> <p style="padding-left: 2em;">平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(当該各贈与者の死亡前3年以内に限り。)<u>及び令和3年4月1日以後に当該各贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等</u></p> <p>② 当該各贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">令和5年4月1日以後に当該各贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等</p> <p>※2 当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める信託受益権又は金銭等のうち同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した金額となることに留意する。</p> <p>① 当該贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合</p> <p style="padding-left: 2em;">平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(当該贈与者の死亡前3年以内に限り。)<u>及び令和3年4月1日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等</u></p> <p>② 当該贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">令和5年4月1日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等</p> <p>4 残額のうち令和5年4月1日以後に贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等で、措置法第70条の2の2第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額に対応する金額については、措置法第70条の2の5第3項に規定す</p>	<p>該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合には、(個人) からそれぞれ取得をしたものとみなされることに留意する。</p> <p style="text-align: center;">各贈与者から取得した信託受益権又は金銭等※1のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <hr style="width: 30%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">非課税抛出現※2</p> <p>※1 当該教育資金管理契約の終了の日前に当該各贈与者が死亡した場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該死亡した贈与者から取得をしたもの(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(当該贈与者の死亡前3年以内に限り。))又は令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等に限り。)を除くことに留意する。</p> <p>※2 当該教育資金管理契約の終了の日前に死亡した贈与者がある場合において、その死亡につき措置法第70条の2の2第12項第2号の規定の適用があったときは、当該非課税抛出現額から当該死亡した贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間(当該贈与者の死亡前3年以内に限り。))又は令和3年4月1日以後に取得をした信託受益権又は金銭等に限り。)のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>る一般贈与財産とみなされることに留意する。</p> <p>5 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得をしたもの<u>とみなされた残額</u>について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該残額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>6 受贈者が死亡したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、その死亡の日において残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p><u>(贈与税の課税価格に算入される残額のうち一般贈与財産とみなされる部分の計算等)</u></p> <p>70の2の2-14 令和5年4月1日以後及び同年3月31日以前のいずれにおいても贈与者から信託受益権等の取得をした受贈者に係る措置法第70条の2の2第17項第2号の規定により一般贈与財産とみなされる残額は、次の算式により計算した金額となることに留意する。</p> <p><u>(算式)</u></p> $\text{残額(※1)} \times \frac{\text{令和5年4月1日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(※2)のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等(※2)のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}$ <p>※1 贈与者が2以上ある場合は、70の2の2-13(注)3の定めにより算出した残額となることに留意する。</p> <p>※2 教育資金管理契約の終了の日前に当該贈与者の死亡につき相続により取得したものとみなされた管理残額がある場合には、当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるものを除くことに留意する。</p> <p>① 当該贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当しない場合 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間（当該贈与者の死亡前3年以内に限る。）及び令和3年4月1日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等</p> <p>② 当該贈与者の死亡の日において受贈者が23歳未満である場合等に該当する場合 令和5年4月1日以後に当該贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等</p> <p>(注)1 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権等の取得をしている受贈者に係る当該残額から上記の算式により算出した一般贈与財産とみなされる部分の金額を控除した金額については、旧法適用残額（70の2の2-13(注)2に定める旧法適用残額をいう。(注)2にお</p>	<p>4 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた<u>価額</u>について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>5 受贈者が死亡したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、その死亡の日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p>いて同じ。)として取り扱う。</p> <p><u>2 令和5年4月1日以後に贈与者から信託受益権等の取得をしていない受贈者に係る当該残額については、措置法第70条の2の2第17項第2号の規定の適用がないため、当該残額の全てが旧法適用残額に該当することに留意する。</u></p> <p>(教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p><u>70の2の2-15</u> 措置法第70条の2の2第17項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し同項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の2第17項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p><u>(取扱金融機関の営業所等の長への通知)</u></p> <p><u>70の2の2-16</u> 措置法第70条の2の2第20項第4号の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額は、令和5年4月1日以後に受贈者に同条第1項本文の規定の適用に係る信託受益権又は金銭等の贈与をした贈与者に係る相続税の課税価格の合計額であることに留意する。したがって、当該贈与者以外の贈与者(以下70の2の2-16において「他の贈与者」という。)から同日以後に当該信託受益権又は金銭等を取得していない場合において、当該他の贈与者に係る相続税の課税価格の合計額が同号に掲げる事実<sup>1</sup>に該当したときであっても、同条第20項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の2の2第20項(第4号に係る部分に限る。)の規定は、贈与者の相続人等に対する国税通則法第24条若しくは第26条の規定による更正若しくは国税通則法第25条に規定する決定又は当該相続人等から提出された当該贈与者の死亡に係る相続税の期限後申告書若しくは修正申告書の提出(以下70の2の2-16において「更正決定等」という。)により、納付すべき税額の確定した相続税額の計算の基礎となった当該受贈者の当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計額(※)が同号の「5億円を超えることとなること」又は「5億円以下となること」に該当した場合に限り適用があることから、当該更正決定等がない場合には、同項の</p>	<p>(教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</p> <p><u>70の2の2-11</u> 措置法第70条の2の2第15項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し同項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</p> <p>なお、措置法第70条の2の2第15項に規定する事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了し、同条第1項本文の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額は、相続税法第19条第1項、第21条の15第1項又は第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>(新設)</p>

改正後

規定の適用がないことに留意する。

※ 贈与者に係る相続税の課税価格の合計額に管理残額が含まれている場合には、70の2の2-11の定めにより算出した相続税の課税価格の合計額となることに留意する。

(教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)

70の2の2-17 . . .

[措置法第70条の2の3((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]

(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)

70の2の3-10 措置法第70条の2の3第13項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額(同条第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。)を控除した残額(以下70の2の3-10において「残額」という。)があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	贈与税の課税関係	
	課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が50歳に達したこと。 (2) 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと。	有(注1)	暦年課税(注2)又は相続時精算課税(注3)
(3) 受贈者が死亡したこと。	無(注4)	

(注)1 生存贈与者(結婚・子育て資金管理契約の終了の日において生存している贈与者をいう。以下70の2の3-10において同じ。)が2以上ある場合には、残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの生存贈与者から贈与により取得したものとみなされることに留意する。

改正前

(教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)

70の2の2-12 . . .

[措置法第70条の2の3((直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係]

(結婚・子育て資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)

70の2の3-10 措置法第70条の2の3第13項の規定により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において、非課税抛出资额から結婚・子育て資金支出額(同条第12項第2号の規定により相続により取得したものとみなされた管理残額を含む。)を控除した残額があるときの当該残額に係る贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。

終了事由	贈与税の課税関係	
	課税価格への算入の有無	課税方式
(1) 受贈者が50歳に達したこと。 (2) 結婚・子育て資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と取扱金融機関との間で当該結婚・子育て資金管理契約を終了させる合意があったこと。	有(注1)	暦年課税又は相続時精算課税(注2)
(3) 受贈者が死亡したこと。	無(注3)	

(注)1 生存贈与者(結婚・子育て資金管理契約の終了の日において生存している贈与者をいう。)が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの生存贈与者から贈与により取得したものとみなされることに留意する。

改正後	改正前
<p>各生存贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">※非課税抛出現</p> <p>※ 当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合には、当該非課税抛出現から当該死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した金額となることに留意する。</p> <p>2 措置法第70条の2の3第14項第1号の規定により贈与税の課税価格に算入される残額(※)に次の割合を乗じて算出した金額については、措置法第70条の2の5第3項に規定する一般贈与財産とみなされることに留意する。</p> <p>令和5年4月1日以後に当該生存贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <hr/> <p>当該生存贈与者から取得をした信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <p>※ 生存贈与者が2以上ある場合は、(注)1の定めにより算出した残額となることに留意する。</p> <p>3 受贈者が生存贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該生存贈与者から取得をしたものとみなされた残額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該残額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>4 措置法第70条の2の3第13項第2号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4-12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時に現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第68項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業</p>	<p>各生存贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額</p> <hr/> <p style="text-align: center;">※非課税抛出現</p> <p>※ 当該結婚・子育て資金管理契約の終了の日までに死亡した贈与者がある場合には、当該非課税抛出現から当該死亡した贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額を控除した残額となることに留意する。</p> <p>2 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p> <p>3 措置法第70条の2の3第13項第2号に掲げる事由により結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</p> <p>[措置法第70条の4((農地等を贈与した場合の贈与税の納税猶予及び免除)関係)]</p> <p>(贈与者等の農業の用に供している農地又は採草放牧地)</p> <p>70の4-12 措置法第70条の4第1項に規定する農業を営む個人がその農業の用に供している農地又は採草放牧地には、その者が贈与の時に現に農業の用に供していない農地又は採草放牧地(措置法令第40条の6第69項の規定により措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地を除く。)は含まれないのであるが、次に掲げる土地は、それぞれ次に掲げる事由の生ずる直前において、農地又は採草放牧地で、その者が農業の用に供していた場合に限り、その農業</p>

改正後	改正前
<p>の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>・・・</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4-23 ・・・</p> <p>(1) 農地法第3条第1項本文((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第6号の規定による届出を要する農地又は採草放牧地の譲渡については、当該許可又は届出の効力が生じた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第8項((農用地利用集積等促進計画))に規定する農用地利用集積等促進計画(以下70の4の2-3までにおいて「農用地利用集積等促進計画」という。)の定めるところによる農地又は採草放牧地の所有権の移転については、当該農用地利用集積等促進計画に定める日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(3) ・・・</p> <p>(注) 1 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)、(2)又は(3)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>イ 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地(当該譲渡が措置法第70条の4第2項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在する農地等の措置法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第15項又は第17項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第29項又は第36項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>ロ 譲渡の時におけるその価額が当該譲渡の対価の額の全部若しくは一部に相当する農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある土地を、当該特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、措置法第70条の4第16項の規定による税務署長の付替えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第32項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p>	<p>の用に供している農地又は採草放牧地に該当するものとして取り扱う。</p> <p>・・・</p> <p>(譲渡の時期)</p> <p>70の4-23 ・・・</p> <p>(1) 農地法第3条第1項本文((農地又は採草放牧地の権利移動の制限))若しくは第5条第1項本文((農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限))の規定による許可又は同項第7号の規定による届出を要する農地又は採草放牧地の譲渡については、当該許可又は届出の効力が生じた日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第20条((公告の効果))に規定する農用地利用集積計画(以下70の6の2-4までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる農地又は採草放牧地の所有権の移転については、当該農用地利用集積計画に定める日と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(3) ・・・</p> <p>(注) 次のいずれかに該当する場合には、上記(1)、(2)又は(3)にかかわらず、それぞれに掲げる日をもって、「その事実が生じた日」又は「譲渡等があった日」として取り扱って差し支えない。</p> <p>1 特例適用農地等の譲渡の対価の全部又は一部をもって農地又は採草放牧地(当該譲渡が措置法第70条の4第2項第3号イからハマまでに掲げる区域内に所在する農地等の同法第33条の4第1項に規定する収用交換等による譲渡である場合には、農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地若しくは採草放牧地に該当する見込みのある当該区域内に所在する土地)を取得する見込みであることにつき、措置法第70条の4第15項又は第17項の規定による税務署長の買換えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第29項又は第36項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p> <p>2 譲渡の時におけるその価額が当該譲渡の対価の額の全部若しくは一部に相当する農地若しくは採草放牧地又は1年以内に農地又は採草放牧地に該当することとなる見込みのある土地を、当該特例適用農地等に代わるものとして当該受贈者の農業の用に供する見込みであることにつき、措置法第70条の4第16項の規定による税務署長の付替えの承認を受ける場合において、当該特例適用農地等の譲渡に関する契約の締結された日をもって当該譲渡があった日とする措置法令第40条の6第32項に規定する申請書が提出されたとき 当該契約の締結された日</p>

改正後	改正前
<p>△ 措置法第70条の8第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき(当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(3)に掲げる日までに納付された場合に限る。) 当該契約の効力の発生した日</p> <p>2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画(以下70の4の2-3までにおいて「農用地利用集積計画」という。)の定めるところによる農地又は採草放牧地の所有権の移転についても、上記(2)と同様であることに留意する。</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p> <p>70の4-29の2 . . .</p> <p>したがって、措置法令第40条の6第11項第4号イ又はロの要件を満たさない受贈者が行った農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号((市町村の定める農業振興地域整備計画))に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の農業経営基盤強化促進法(平成25年法律第101号)第7条第1号に規定する農地売買等事業のための譲渡は、取用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(注) 1 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている受贈者で措置法令第40条の6第11項第4号イ若しくはロの要件を満たす受贈者が行った当該農地売買等事業のための譲渡又は措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている相続人が行った当該譲渡は、それぞれ措置法第70条の4第1項第1号又は措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</p> <p>2 農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡も、当該農地売買等事業のための譲渡と同様であることに留意する。</p> <p>(平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由)</p> <p>70の4-37の3 . . .</p> <p>なお、当該特例適用農地等について、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合又は都</p>	<p>3 措置法第70条の8第1項((農地等についての贈与税の納税猶予等に係る利子税の特例))の規定の適用を受ける場合において、特例適用農地等の譲渡に関する契約の効力の発生した日をもって当該譲渡があった日とする同条第2項に規定する届出書が提出されたとき(当該譲渡により納付すべき納税猶予税額及び当該猶予税額に係る利子税の額が、上記(1)又は(3)に掲げる日までに納付された場合に限る。) 当該契約の効力の発生した日</p> <p>(農業経営基盤強化促進法に規定する事業による譲渡をした場合)</p> <p>70の4-29の2 . . .</p> <p>したがって、措置法令第40条の6第11項第4号イ又はロの要件を満たさない受贈者が行った農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号((市町村の定める農業振興地域整備計画))に規定する農用地区域として定められている区域内にある特例適用農地等の次に掲げる譲渡は、取用交換等による譲渡等に該当しないことに留意する。</p> <p>(1) 農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する農地売買等事業のための譲渡</p> <p>(2) 農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる譲渡</p> <p>(注) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受けている受贈者で措置法令第40条の6第11項第4号イ若しくはロの要件を満たす受贈者が上記の(1)若しくは(2)に掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡又は措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている相続人が上記の(1)若しくは(2)に掲げる譲渡を行った場合におけるこれらの譲渡は、それぞれ措置法第70条の4第1項第1号又は措置法第70条の6第1項第1号の規定による100分の20を超えるかどうかの計算上の分子の対象となる譲渡等から除外されることに留意する。</p> <p>(平成30年前旧法適用受贈者が有する特例適用農地等が特定生産緑地である場合の納税猶予期限の確定事由)</p> <p>70の4-37の3 . . .</p> <p>なお、当該特例適用農地等について、生産緑地法の規定による買取りの申出があった場合又は都</p>

改正後	改正前
<p>市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（当該変更により措置法第70条の4第2項第4号ロ又はハに掲げる農地でなくなった場合を除く。）については、原則として、納税猶予の期限は確定することに留意する（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則118⑦、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下70の6－65の2までにおいて「令和2年改正法」という。）附則108①）。（注）・・・</p>	<p>市計画法の規定に基づく都市計画の決定若しくは変更により特定市街化区域農地等に該当することとなった場合（当該変更により措置法第70条の4第2項第4号ロ又はハに掲げる農地でなくなった場合を除く。）については、納税猶予の期限は確定することに留意する（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則118⑦、所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下70の6－65の2までにおいて「令和2年改正法」という。）附則108①）。（注）・・・</p>
<p><b>（使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲）</b></p> <p>70の4－40 措置法令第40条の6第16項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているものの全て」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等及び付替農地等を含む。）のみをいうのであるが、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第66項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、同条第16項の使用貸借による権利の設定を行わなくても差し支えないものとして取り扱う。</p>	<p><b>（使用貸借による権利の設定をしなければならないこととされている特例適用農地等の範囲）</b></p> <p>70の4－40 措置法令第40条の6第16項に規定する「当該権利の設定の時の直前において同項の受贈者が有する農地等で同条第1項本文の規定の適用を受けているものの全て」とは、当該権利の設定の時の直前において当該受贈者が有する農地等のうち、措置法第70条の4第1項本文の規定の適用を受けるもの（代替取得農地等及び付替農地等を含む。）のみをいうのであるが、同条第8項に規定する貸付特例適用農地等又は措置法令第40条の6第67項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地については、同条第16項の使用貸借による権利の設定を行わなくても差し支えないものとして取り扱う。</p>
<p><b>（貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地）</b></p> <p>70の4－56 措置法第70条の4第8項の規定により貸し付けることができる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の6第66項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第22項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の4の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</p>	<p><b>（貸付特例適用農地等の対象から除かれる農地又は採草放牧地）</b></p> <p>70の4－56 措置法第70条の4第8項の規定により貸し付けることができる同条第1項本文の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地は、措置法令第40条の6第67項各号に掲げる農地等又は敷地若しくは用地、措置法第70条の4第6項の規定により受贈者の推定相続人の1人に対し使用貸借による権利の設定が行われている農地又は採草放牧地、同条第22項の規定により同項に規定する営農困難時貸付けを行っている農地又は採草放牧地及び措置法第70条の4の2第1項の規定により同項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地以外のものをいうことに留意する。</p>
<p><b>（貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件）</b></p> <p>70の4－57 措置法第70条の4第9項に規定する届出書（以下70の4－66までにおいて「借換届出書」という。）は、<u>農用地利用集積等促進計画</u>の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下70の4－65までにおいて「賃借権等」という。）の設定に基づき貸し付けた措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が<u>2以上</u>ある場合には、当該農用地利用集積等促進計画において定められている賃借権等の存続期間（始期及び終期）が同一であるものごとに提出しなければならないことに留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p>	<p><b>（貸付特例適用農地等に係る賃借権等の設定に関する届出の要件）</b></p> <p>70の4－57 措置法第70条の4第9項に規定する届出書（以下70の4－66までにおいて「借換届出書」という。）は、<u>農用地利用集積計画</u>の定めるところによる使用貸借による権利又は賃借権（以下70の4－65までにおいて「賃借権等」という。）の設定に基づき貸し付けた措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地又は採草放牧地が<u>二以上</u>ある場合には、当該農用地利用集積計画において定められている賃借権等の存続期間（始期及び終期）が同一であるものごとに提出しなければならないのであるから留意する。したがって、その賃借権等の存続期間を異にする場合には、それぞれの貸付けごとに借換届出書を提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>なお、<u>2以上の農用地利用集積等促進計画</u>によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの<u>農用地利用集積等促進計画</u>ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) 1 措置法第70条の4第8項に規定する面積要件及び同項に規定する政令で定める期間要件の判定も借換届出書ごとに行うことに留意する。</p> <p>2 <u>上記の農用地利用集積等促進計画には、農用地利用集積計画が含まれることに留意する。</u></p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の4-58 措置法令第40条の6第21項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は同条第23項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、<u>農用地利用集積等促進計画に定める日</u>をいうことに留意する。</p> <p>(注) <u>上記の農用地利用集積等促進計画には、農用地利用集積計画が含まれることに留意する。</u></p> <p>(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p> <p>70の4-67 . . .</p> <p>これらの場合又は70の4-68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、農業委員会の許可又は<u>農用地利用集積等促進計画の定めを要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、次の(1)又は(2)に掲げる日に行われたこととする</u>ことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 農地又は採草放牧地の取得について<u>農用地利用集積等促進計画の定めを要するもの</u> 当該<u>農用地利用集積等促進計画に定められた日</u>と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(注) <u>農地又は採草放牧地の取得について農用地利用集積計画の定めを要するものについても、上記(2)と同様であることに留意する。</u></p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4-68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の農業委員会の許可を要するもの又は<u>農用地利用集積等促進計画の定めを要するもの</u>については、その許可又は定めがない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の4第15項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第17項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は</p>	<p>なお、<u>二以上の農用地利用集積計画</u>によりその貸付けが行われた場合には、それぞれの<u>農用地利用集積計画</u>ごとに、かつ、その貸付けに係る賃借権等の存続期間が同一であるものごとに借換届出書を提出しなければならない。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第8項に規定する面積要件及び同項に規定する政令で定める期間要件の判定も借換届出書ごとに行うことに留意する。</p> <p>(賃借権等の設定の日)</p> <p>70の4-58 措置法令第40条の6第21項に規定する「賃借権等の設定をした日」及び「賃借権等の存続期間の満了の日」又は第23項に規定する「賃借権等の存続期間の満了の日」とは、<u>農用地利用集積計画に定める日</u>をいうことに留意する。</p> <p>(譲渡等があった日前に農地又は採草放牧地の取得が行われた場合)</p> <p>70の4-67 . . .</p> <p>これらの場合又は70の4-68((対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合))において、農地又は採草放牧地の取得について、農業委員会の許可又は<u>農用地利用集積計画の定めを要するときにおける当該農地又は採草放牧地の取得の日は、次の(1)又は(2)に掲げる日に行われたこととする</u>のであるから留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 農地又は採草放牧地の取得について<u>農用地利用集積計画の定めを要するもの</u> 当該<u>農用地利用集積計画に定められた日</u>と当該農地又は採草放牧地の引渡しがあった日とのうち、いずれか遅い日</p> <p>(対価の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合)</p> <p>70の4-68 農地又は採草放牧地の取得につき農地法第3条の農業委員会の許可を要するもの又は<u>農用地利用集積計画の定めを要するもの</u>については、その許可又は定めがない限り、当該農地又は採草放牧地の取得のための対価の授受が行われている場合であっても、措置法第70条の4第15項第2号に規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放牧地の取得に充てられていない場合」又は同条第17項第2号ハに規定する「譲渡等の対価の額の全部又は一部が農地又は採草放</p>

改正後	改正前
<p>採草放牧地の取得に充てられていないとき」に該当することに留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p><u>(注) 農地又は採草放牧地の取得について農用地利用集積計画の定めを要するものについても、農用地利用集積等促進計画の場合と同様であることに留意する。</u></p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4-72 . . .</p> <p>(1) 措置法令第40条の6 <u>第66項</u>第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 . . .</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4-77 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4-77において「地上権等」という。))の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4-78までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が同条第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第19項に規定する特定推定相続人の農業の用、また、措置法第70条の4第22項の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用。以下70の4-77において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6 <u>第66項</u>第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4第18項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 当該特例適用農地等について措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、措置法令第40条の6第52項及び<u>第62項</u>の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入</p>	<p>牧地の取得に充てられていないとき」に該当することに留意する。ただし、譲渡等があった日から1年を経過する日までに農地又は採草放牧地の取得について農業委員会の許可がない場合であっても、同日までに農地又は採草放牧地の取得についての農業委員会に対する許可申請書が提出されており、かつ、農地又は採草放牧地の取得代金の過半が支払われているときは、同日までに農地又は採草放牧地の取得が行われたものとして取り扱うことができるものとする。</p> <p>(一時的道路用地等として貸付けの対象となる特例適用農地等の範囲)</p> <p>70の4-72 . . .</p> <p>(1) 措置法令第40条の6 <u>第67項</u>第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地 . . .</p> <p>(貸付期限が到来した一時的道路用地等の用途)</p> <p>70の4-77 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受ける受贈者は、同項に規定する貸付期限(当該貸付期限の到来前に地上権、賃借権又は使用貸借による権利(以下70の4-77において「地上権等」という。))の解約が行われたことにより当該地上権等が消滅した場合には、当該地上権等の消滅した日。以下70の4-78までにおいて「貸付期限」という。)から2月を経過する日までに、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等を自己の農業の用(当該受贈者が同条第6項の規定の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等に係る措置法令第40条の6第19項に規定する特定推定相続人の農業の用、また、措置法第70条の4第22項の適用を受ける特例適用農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、当該特例適用農地等を同項に規定する営農困難時貸付け又は自己の農業の用。以下70の4-77において同じ。)に供しなければならないのであるが、この場合、その特例適用農地等の利用状況が、一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等の貸付けの直前の利用状況と異なる場合であっても、その特例適用農地等を自己の農業の用(措置法令第40条の6 <u>第67項</u>第2号又は第3号に掲げる施設又は用地としての利用を含む。)に供する限り、措置法第70条の4第18項第2号の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>(注) 当該特例適用農地等について措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付けを行う場合には、措置法令第40条の6第52項、<u>第60項</u>及び<u>第63項</u>の規定の適用があることに留意する。</p> <p>(一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について贈与税の課税価格の計算の基礎に算入</p>

改正後	改正前
<p>すべき価額)</p> <p>70の4-79 措置法令第40条の6第68項に規定する「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の同項に定める贈与の日における当該農地等としての価額をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の4-80 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け（以下70の4-93までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第51項で定める状態となった場合において、当該受贈者が当該特例適用農地等について行った次の(1)又は(2)に掲げるいずれかの貸付けをいうことに留意する。</p> <p>(1) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第52項第1号に規定する地域に存しない場合における貸付け</p> <p>(2) 措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合（当該特定貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における当該特定貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下70の4-85までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け</p> <p>(注) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により同項に規定する同意市町村が同項の農用地利用集積計画を定めることができる場合には、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）による改正前の措置法令第40条の6第52項の規定は、なおその効力を有することに留意する。</p> <p>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の4-84 措置法令第40条の6第52項第2号に規定する「特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項第1号に規定する地域にある特例適用農地等について、同号に規定する農地中間管理機構に対し、当該特例適用農地等</p>	<p>すべき価額)</p> <p>70の4-79 措置法令第40条の6第69項に規定する「当該一時的道路用地等の用に供されていないものとした場合における農地等としての価額」とは、当該農地等の状況が一時的道路用地等の用に供される直前の現況にあるものとした場合の同項に定める贈与の日における当該農地等としての価額をいうことに留意する。</p> <p>(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の4-80 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け（以下70の4-93までにおいて「営農困難時貸付け」という。）とは、同条第1項の規定の適用を受ける受贈者が特例適用農地等について当該受贈者の農業の用に供することが困難な状態として措置法令第40条の6第51項で定める状態となった場合において、当該受贈者が当該特例適用農地等について行った次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの貸付け（当該受贈者が、措置法第70条の4の2第2項第2号イ又はロに定める受贈者に該当する場合には次の(1)又は(3)に掲げる貸付け）をいうことに留意する。</p> <p>(1) 特例適用農地等が措置法令第40条の6第52項第1号イ又はロに掲げる地域又は区域のいずれにも存しない場合における貸付け</p> <p>(2) 措置法第70条の4の2第1項第2号に掲げる貸付け</p> <p>(3) 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合（当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行っている場合に限る。）における当該貸付け以外の地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定（以下70の4-85までにおいて「権利設定」という。）に基づく貸付け</p> <p>(貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の4-84 措置法令第40条の6第52項第3号に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項第1号イ又はロに掲げる地域又は区域にある特例適用農地等について、同号イに規定する農地中間管理機構又は同号ロに規定す</p>

改正後	改正前
<p>に係る措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの申込みが当該特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該特定貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>(注) 上記については、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により同項に規定する同意市町村が同項の農用地利用集積計画を定めることができる場合において、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和4年政令第148号）による改正前の措置法令第40条の6第52項第1号ロに規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対する所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）による改正前の措置法第70条の4の2第1項第2号に掲げる貸付けの申込みについても同様であることに留意する。</p> <p>この場合において、当該特例適用農地等の所在が当該改正前の措置法令第40条の6第52項第1号イ又はロに掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号に掲げる農地中間管理機構又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p> <p>70の4-85 措置法第70条の4第22項並びに第23項第2号及び第4号に規定する届出書は、営農困難時貸付けを行った等ごとに提出しなければならないのであるから、例えば、営農困難時貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積等促進計画の定めるところにより営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積等促進計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 上記の場合は、農用地利用集積計画の定めるところにより行う営農困難時貸付けについても同様であることに留意する。</p> <p>(削除)</p>	<p>る利用権設定等促進事業を行っている市町村に対し、当該特例適用農地等に係る措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例適用農地等の所在が措置法令第40条の6第52項第1号イ又はロまでに掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号に掲げる農地中間管理機構又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書)</p> <p>70の4-85 措置法第70条の4第22項に規定する届出書は、営農困難時貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、営農困難時貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより営農困難時貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の4第23項第2号に規定する届出書及び同項第4号に規定する届出書の提出も同様であることに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p>70の4-86 措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第35項第2号ニに定める書類は、営農困難時貸付けを行った特例適用農地等の所在</p>

改正後	改正前
<p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの<u>特定貸付け</u>の申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の4-88 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等(以下70の4-92までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。)に同条第23項に規定する耕作の放棄(以下70の4-92までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の4-92までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第52項第2号に規定する「<u>措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けの申込み</u>」を継続して行う期間については、当該特定貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について措置法令第40条の6第61項において準用する措置法第70条の4第18項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの<u>当該特定貸付け</u>の申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p>70の4-93 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合に、当該準農地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過する日において、当該準農地のうち農地又は採草放牧地として当該営農困難時貸付けにより当該準農地を借り受けた者(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う同条第4項に規定する農地中間管理機構から当該準農地を借り受けた者を含む。)の農業の用に供されていないものがあるときは、当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分に相当する贈与税については、当該10年を経過する日の翌日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p>	<p>が同号ニ(1)又は(2)に掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する同号ニ(1)又は(2)に掲げる農地中間管理機構又は市町村長の全てのものの書類をいうことに留意する。</p> <p>(注) <u>措置法第70条の4第23項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第37項第1号ロ(2)に掲げる書類についても同様であることに留意する。</u></p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの<u>貸付け</u>の申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の4-88 措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付農地等(以下70の4-92までにおいて「営農困難時貸付農地等」という。)に同条第23項に規定する耕作の放棄(以下70の4-92までにおいて「耕作の放棄」という。)又は同項に規定する権利消滅(以下70の4-92までにおいて「権利消滅」という。)があった場合において、当該営農困難時貸付農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法令第40条の6第52項第3号に規定する措置法第70条の4の2第1項各号に<u>掲げる貸付けの申込み</u>を継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) 一時的道路用地等の用に供されていた特例適用農地等について措置法令第40条の6第62項において準用する措置法第70条の4第18項に規定する貸付期限の到来により当該特例適用農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの<u>貸付け</u>の申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</p> <p>(<u>新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類</u>)</p> <p>70の4-89 <u>措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類は、当該申請書を提出する受贈者が貸付けの申込みを行っている同号イ又はロに掲げる農地中間管理機構又は市町村長の書類をいうことに留意する。</u></p> <p>(営農困難時貸付けを行った準農地)</p> <p>70の4-93 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する準農地について営農困難時貸付けが行われた場合に、当該準農地の贈与に係る贈与税の申告書の提出期限後10年を経過する日において、当該準農地のうち農地又は採草放牧地として当該営農困難時貸付けにより当該準農地を借り受けた者(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う同条第4項に規定する農地中間管理機構から当該準農地を借り受けた者を含む。)の農業の用に供されていないものがあるときは、当該農業の用に供されていない準農地の価額に対応する部分に相当する贈与税については、当該10年を経過する日の翌日から2月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の4の2（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係〕</p> <p>（措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲）</p> <p>70の4の2－1 措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付け（以下70の4の2－7までにおいて「特定貸付け」という。）の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第52項第1号に規定する地域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第66項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例適用農地等 . . .</p> <p>（特定貸付けに係る権利設定に関する届出書）</p> <p>70の4の2－3 措置法第70条の4の2第1項並びに第3項及び第5項に規定する届出書は、特定貸付けを行ったごと等に提出しなければならないのであるから、例えば、特定貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積等促進計画の定めるところにより特定貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積等促進計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>（注） <u>上記の農用地利用集積等促進計画には、農用地利用集積計画が含まれることに留意する。</u></p> <p>（削除）</p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p>	<p>〔措置法第70条の4の2（贈与税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例）関係〕</p> <p>（措置法第70条の4の2の適用の対象となる特例適用農地等の範囲）</p> <p>70の4の2－1 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け（以下70の4の2－7までにおいて「特定貸付け」という。）の対象となる農地又は採草放牧地とは、措置法令第40条の6第52項第1号イ又はロに掲げる地域又は区域に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の4の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例適用農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例適用農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地である特例適用農地等 . . .</p> <p>（特定貸付けに係る権利設定に関する届出書）</p> <p>70の4の2－3 措置法第70条の4の2第1項に規定する届出書は、特定貸付けを行ったごとに提出しなければならないのであるから、例えば、特定貸付けを行った日において2以上の契約又は農用地利用集積計画の定めるところにより特定貸付けを行っている場合には、それぞれの契約又は農用地利用集積計画ごとに当該届出書を提出しなければならないことに留意する。</p> <p>（注） <u>措置法第70条の4の2第3項の届出書及び同条第5項の届出書の提出も同様であることに留意する。</u></p> <p>（新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類）</p> <p>70の4の2－6 <u>措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類は、当該申請書を提出する農業相続人が貸付けの申込みを行っている同項第1号又は第2号に掲げる農地中間管理機構又は市町村長の書類をいうことに留意する。</u></p> <p>（注） <u>特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における措置法令第40条の6の2第7項において準用する同条第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の7の2第8項において準用する同条第6項に定める書類も同様であることに留意する。</u></p> <p>〔措置法第70条の5（農地等の贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例）関係〕</p>

改正後	改正前
<p>(当該農地等)</p> <p>70の5-2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置法令第40条の6第66項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係〕</p> <p>(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>70の6-2 . . .</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第66項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第66項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) . . .</p> <p>(農業を営んでいた個人の範囲)</p> <p>70の6-5 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>. . .</p> <p>カ 所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)第11条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「令和4年改正前の措置法」という。)第70条の4第1項</p> <p>. . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(注) 当該特定貸付者には措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付けを行っている者が含まれることに留意する。</p> <p>(6) . . .</p> <p>(農業相続人の範囲)</p> <p>70の6-7の2 . . .</p> <p>. . .</p> <p>(3) 措置法第70条の6の3第2項に規定する農業経営者又は農業相続人が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈に</p>	<p>(当該農地等)</p> <p>70の5-2 措置法第70条の5第1項に規定する「当該農地等」には、特例適用農地等のうち、措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地も含まれることに留意する。</p> <p>(注) . . .</p> <p>〔措置法第70条の6((農地等についての相続税の納税猶予及び免除等))関係〕</p> <p>(措置法第70条の5の適用を受ける特例適用農地等のうち措置法第70条の6第1項の農地等に含まれないもの)</p> <p>70の6-2 . . .</p> <p>(1) 措置法令第40条の6第67項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地</p> <p>(2) 措置法令第40条の6第67項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地</p> <p>(3) . . .</p> <p>(農業を営んでいた個人の範囲)</p> <p>70の6-5 . . .</p> <p>(1) . . .</p> <p>. . .</p> <p>. . .</p> <p>(5) . . .</p> <p>(注) 当該特定貸付者には措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている者が含まれることに留意する。</p> <p>(6) . . .</p> <p>(農業相続人の範囲)</p> <p>70の6-7の2 . . .</p> <p>. . .</p> <p>(3) 措置法第70条の6の3第2項に規定する農業経営者又は農業相続人が死亡した場合において、当該農業経営者又は農業相続人の相続人が当該農業経営者又は農業相続人から相続又は遺贈に</p>

改正後	改正前
<p>より取得した農地又は採草放牧地について相続税の申告期限までに措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付け又は措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っているときの当該受贈者</p> <p>・・・</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6-13 ・・・</p> <p>・・・</p> <p>(5) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第66項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第18項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第66項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>・・・</p> <p>(10) 特定貸付者が死亡し、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から措置法第70条の4の2第1項又は措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をした場合（措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合を含む。） 措置法第70条の4の2第1項に規定する特定貸付け又は措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(11) ・・・</p> <p>(措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6-74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け（以下70の6-91までにおいて</p>	<p>より取得した農地又は採草放牧地について相続税の申告期限までに措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け（以下70の6-13までにおいて「特定貸付け」という。）を行ったときの当該農業経営者又は農業相続人の相続人</p> <p>(4) 措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者に係る贈与者が死亡した場合において、当該受贈者が特例適用農地等のうち農地又は採草放牧地について当該贈与者の死亡に係る相続税の申告期限において同法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は特定貸付けを行っているときの当該受贈者</p> <p>・・・</p> <p>(被相続人の農業の用に供されていた農地又は採草放牧地)</p> <p>70の6-13 ・・・</p> <p>・・・</p> <p>(5) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者が死亡した場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地（同項の規定により特例適用農地等に該当するものとされる同項第2号又は第3号に掲げる敷地又は用地を措置法第70条の4第18項に規定する一時的道路用地等の用に供している場合における当該敷地又は用地を除く。次の(6)において同じ。）</p> <p>(6) 措置法第70条の4第18項の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者に係る同条第1項に規定する贈与者が死亡し、同条第18項に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地等が措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた場合 措置法令第40条の6第67項第1号に規定する一時的道路用地等の用に供されている農地又は採草放牧地</p> <p>・・・</p> <p>(10) 特定貸付者が死亡し、当該特定貸付者の相続人が当該特定貸付者から措置法第70条の4の2第1項各号又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地を相続又は遺贈により取得をした場合（措置法第70条の5第1項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合を含む。） 措置法第70条の4の2第1項各号に掲げる貸付け又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けを行っている農地又は採草放牧地</p> <p>(11) ・・・</p> <p>(措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け)</p> <p>70の6-74 措置法第70条の6第28項に規定する営農困難時貸付け（以下70の6-91までにおいて</p>

改正後	改正前
<p>「営農困難時貸付け」という。)については、70の4-80(措置法第70条の4第22項に規定する営農困難時貸付け)を準用する。</p> <p>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の6-79 措置法第40条の7第56項において準用する措置法第40条の6第52項第2号に規定する「特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合」については、70の4-84(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該特定貸付けを行うことができなかった場合)を準用する。</p> <p>(削除)</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの特定貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の6-86 営農困難時貸付けを行っている特例農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法第40条の7第</p>	<p>「営農困難時貸付け」という。)とは、同条第1項の規定の適用を受ける農業相続人が特例農地等について当該農業相続人の農業の用に供することが困難な状態として措置法第40条の7第55項に定める状態となり、かつ、措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けができない場合において、当該特例農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定(民法第269条の2第1項の地上権の設定を除く。以下70の6-74において「権利設定」という。)に基づく貸付けを行った場合をいうことに留意する。</p> <p>したがって、営農困難時貸付けは、措置法第70条の6第28項の規定の適用を受けようとする特例農地等が措置法第40条の7第56項各号に掲げる地域若しくは区域のいずれにも存しない場合又は措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合(当該貸付けの申込みを当該1年を経過する日まで引き続き行われている場合に限る。)における当該貸付け以外の権利設定に基づく貸付けをいう。</p> <p>(特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合)</p> <p>70の6-79 措置法第40条の7第56項に規定する「貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに当該貸付けを行うことができなかった場合」とは、同項各号に掲げる地域又は区域にある特例農地等について、同項第1号に規定する農地中間管理機構又は同項第2号に規定する利用権設定等促進事業を行っている市町村に対し、当該特例農地等に係る措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けの申込みが当該貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日まで継続して行われていたが、同日において当該貸付けの申込みによる貸付けができない場合をいうことに留意する。</p> <p>なお、当該特例農地等の所在が措置法第40条の7第56項各号に掲げる地域又は区域の2以上に該当する場合には、該当する各号に掲げる農地中間管理機構又は利用権設定等促進事業を行っている市町村の全てに対して貸付けの申込みが行われていなければならないことに留意する。</p> <p>(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)</p> <p>70の6-84 措置法第70条の6第28項において準用する措置法第70条の4第22項に規定する届出書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第28項において準用する措置法規則第23条の7第35項第2号ニに定める書類については、70の4-86(営農困難時貸付けに係る権利設定に関する届出書の添付書類)を準用する。</p> <p>(新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間)</p> <p>70の6-86 営農困難時貸付けを行っている特例農地等について耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの措置法第40条の7第</p>

改正後	改正前
<p>56項において準用する措置法令第40条の6第52項第2号に規定する「<u>措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けの申込み</u>」を継続して行う期間については、70の4-88((<u>新たな営農困難時貸付けを行うときの特定貸付けの申込みを継続して行う期間</u>))を準用する。</p> <p>(<u>新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項に規定する特定貸付けで行った場合</u>)</p> <p>70の6-87 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項に規定する<u>特定貸付け</u>により行ったときでも、当該貸付けは措置法第70条の6第28項の規定が適用される営農困難時貸付けであることに留意する。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(令和4年改正前の措置法第70条の4及び令和4年改正前の措置法第70条の6の規定による贈与税及び相続税の納税猶予についての取扱い)</u></p> <p>70の6-108 令和4年改正前の措置法第70条の4の規定による贈与税の納税猶予の適用を受けているもの及び令和4年改正前の措置法第70条の6の規定による相続税の納税猶予の適用を受けているものに係る所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)附則第51条第6項及び第11項の規定の適用については、令和5年6月28日付課資2-12ほか1課共同「<u>相続税法基本通達等の一部改正について</u>」通達による改正前の「<u>租税特別措置法(相続税法の特例関係)の取扱いについて</u>」通達の70の4-1((<u>農地又は採草放牧地の意義</u>))から70の6-108((<u>既往通達の廃止</u>))の取扱いの例による。</p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6-109 . . .</p>	<p>56項に規定する措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる<u>貸付け</u>の申込みを継続して行う期間については、当該貸付けの申込みを行った日後1月を経過する日までであることに留意する。</p> <p>(注) <u>一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等について措置法令第40条の7第61項において準用する措置法第70条の6第22項に規定する貸付期限の到来により当該特例農地等につき新たな営農困難時貸付けを行うときの貸付けの申込みを継続して行う期間も同様であることに留意する。</u></p> <p>(<u>新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付けで行った場合</u>)</p> <p>70の6-87 営農困難時貸付けを行っている特例農地等に耕作の放棄又は権利消滅があった場合において、当該特例農地等に係る新たな営農困難時貸付けを措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる<u>貸付け</u>により行ったときでも、当該貸付けは措置法第70条の6第28項の規定が適用される営農困難時貸付けであることに留意する。</p> <p><u>(新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類)</u></p> <p>70の6-88 措置法令第40条の7第57項において準用する措置法令第40条の6第55項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8第28項において準用する措置法規則第23条の7第39項第1号に定める書類については、70の4-89((<u>新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書の添付書類</u>))を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(既往通達の廃止)</p> <p>70の6-108 . . .</p>

改正後	改正前
<p>〔措置法第70条の6の2（(相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係）</p> <p>（措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲）</p> <p>70の6の2-1 措置法第70条の6の2第1項に規定する<u>特定貸付け</u>（以下70の6の2-8までにおいて「特定貸付け」という。）の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第56項において<u>準用する措置法令第40条の6第52項第1号に規定する地域</u>に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（貸付期限の更新があった場合）</p> <p>70の6の2-6 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下70の6の2-7までにおいて「特定貸付農地等」という。）の貸付けに係る期限の到来前に、当該<u>貸付け</u>に係る期限を延長したとき<u>当該延長前の貸付けに係る期限</u>については、70の4の2-5（(貸付期限の更新があった場合)）を準用する。</p> <p>（削除）</p> <p>〔措置法第70条の6の3（(特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係）</p> <p>（特定貸付者の範囲）</p> <p>70の6の3-1 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付者」とは、措置法第70条の4の</p>	<p>〔措置法第70条の6の2（(相続税の納税猶予を適用している場合の特定貸付けの特例)関係）</p> <p>（措置法第70条の6の2の適用の対象となる特例農地等の範囲）</p> <p>70の6の2-1 措置法第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け（以下70の6の2-8までにおいて「特定貸付け」という。）の対象となる農地又は採草放牧地とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地以外の措置法令第40条の7第56項各号に<u>掲げる地域又は区域</u>に所在する農地又は採草放牧地であり、措置法第70条の6の2第1項の規定の適用がある農地又は採草放牧地は特例農地等に限られるのであるが、この場合において、次に掲げる特例農地等は特定貸付けの対象とならないことに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（貸付期限の更新があった場合）</p> <p>70の6の2-6 特定貸付けを行った農地又は採草放牧地の全部又は一部（以下70の6の2-7までにおいて「特定貸付農地等」という。）の貸付けに係る期限の到来前に、当該<u>貸付</u>に係る期限を延長したときには、<u>当該延長前の貸付けに係る期限</u>については、70の4の2-5（(貸付期限の更新があった場合)）を準用する。</p> <p>（<u>新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類</u>）</p> <p>70の6の2-7 措置法令第40条の7の2第5項において準用する措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第3項で準用する措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類については、70の4の2-6（<u>新たな特定貸付けに関する承認申請書の添付書類</u>）を準用する。</p> <p>（注） 特定貸付農地等に耕作の放棄があった場合における措置法令第40条の7の2第5項において準用する措置法令第40条の6の2第3項に規定する申請書に添付して提出しなければならない措置法規則第23条の8の2第3項において準用する措置法規則第23条の7の2第6項に定める書類も同様であることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の6の3（(特定貸付けを行った農地又は採草放牧地についての相続税の課税の特例)関係）</p> <p>（特定貸付者の範囲）</p> <p>70の6の3-1 措置法第70条の6の3第1項に規定する「特定貸付者」とは、措置法第70条の4の</p>

改正後	改正前
<p>2第1項又は第70条の6の2第1項に規定する特定貸付け（以下70の6の3—6までにおいて「特定貸付け」という。）を死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(6)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者に含まれることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地）</p> <p>70の6の3—2 ・・・</p> <p>（注） ・・・</p> <p>・・・</p> <p><u>(6) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより行われていた貸付け</u></p> <p>〔措置法第70条の6の7（(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（寄託契約の契約期間の終了等があった後に寄託相続人が死亡した場合）</p> <p>70の6の7—11 ・・・</p> <p>・・・</p> <p>（注）1 上記(1)又は(3)の場合には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する措置法第70条の6の7第14項の規定による免除に係る措置法令第40条の7の7第24項の届出書に措置法規則第23条の8の7第3項又は第5項に規定する書類を添付する必要があることに留意する。</p> <p>2 上記(2)の場合において、措置法第70条の6の7第3項第3号に定める日から寄託相続人の死亡の日までの間に特定美術品を同条第4項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託し、かつ、当該寄託相続人が措置法規則第23条の8の7第4項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）は当該書類の提出を要しないことに留意する。</p> <p>3 上記(4)の場合において、措置法第70条の6の7第3項第7号に定める日から寄託相続人の死亡の日までの間に特定美術品を同条第5項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託し、かつ、当該寄託相続人が措置法規則第23条の8の7第7項において準用する同条第4項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）は当該書類の提出を要しないことに留意する。</p>	<p>2第1項各号又は第70条の6の2第1項各号に掲げる貸付け（以下70の6の3—6までにおいて「特定貸付け」という。）を死亡の日まで行っていた者をいうのであるが、次の(1)から(6)までに掲げる者が死亡の日までに、それぞれに掲げる規定に係る貸付けを行っていた場合には、当該者は措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付者に含まれることに留意する。</p> <p>・・・</p> <p>（措置法第70条の6の3第1項に規定する特定貸付けを行っていた農地又は採草放牧地）</p> <p>70の6の3—2 ・・・</p> <p>（注） ・・・</p> <p>・・・</p> <p>〔措置法第70条の6の7（(特定の美術品についての相続税の納税猶予及び免除)関係）〕</p> <p>（寄託契約の契約期間の終了等があった後に寄託相続人が死亡した場合）</p> <p>70の6の7—11 ・・・</p> <p>・・・</p> <p>（注）1 上記(1)又は(3)の場合には、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）が提出する措置法第70条の6の7第14項の規定による免除に係る措置法令第40条の7の7第24項の届出書に措置法規則第23条の8の7第4項又は第6項に規定する書類を添付する必要があることに留意する。</p> <p>2 上記(2)の場合において、措置法第70条の6の7第3項第3号に定める日から寄託相続人の死亡の日までの間に特定美術品を同条第4項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託し、かつ、当該寄託相続人が措置法規則第23条の8の7第5項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）は当該書類の提出を要しないことに留意する。</p> <p>3 上記(4)の場合において、措置法第70条の6の7第3項第7号に定める日から寄託相続人の死亡の日までの間に特定美術品を同条第5項に規定する新寄託先美術館の設置者に寄託し、かつ、当該寄託相続人が措置法規則第23条の8の7第8項において準用する同条第5項の書類を提出することなく死亡したときであっても、当該寄託相続人の相続人（包括受遺者を含む。）は当該書類の提出を要しないことに留意する。</p>

改正後	改正前
4 . . .	4 . . .